

民訴法 118 条 3 号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分が含まれる外国判決に係る債権について弁済がされた場合に、その弁済が上記部分に係る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることの可否

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 3 年 5 月 25 日

【事 件 番 号】 令和 2 年（受）第 170 号、令和 2 年（オ）第 135 号

【事 件 名】 執行判決請求、民訴法 260 条 2 項の申立て事件

【裁 判 結 果】 一部棄却、一部破棄

【参 照 法 令】 民事訴訟法 118 条、民事執行法 22 条・24 条

【掲 載 誌】 民集 75 巻 6 号 2935 頁、裁時 1768 号 25 頁、判タ 1489 号 36 頁、金判 1625 号 2 頁、金判 1629 号 20 頁、金法 2120 号 70 頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25571523

西南学院大学教授 多田 望

事実の概要

X_1 は、 X_2 と X_3 （以上、いずれも原告・控訴人兼被控訴人・被上诉人。 X_2 は X_1 の代表取締役）が設立した、米国カリフォルニア州（以下、加州）所在の日本食レストラン経営会社である。Y（被告・被控訴人兼控訴人・上诉人）は、主に不動産関連事業を営む日本会社である。X らは 2013 年に、Y が X_1 の企業秘密を領得した等と主張して、Y 外数名に対して損害賠償訴訟を加州裁判所（以下、本件外国裁判所）に提起した。

本件外国裁判所は 2015 年 3 月に Y に対し、a）補償的損害賠償約 18 万 5000 米ドル及び b）訴訟費用約 500 米ドル（ $a + b =$ 約 18 万 5500 米ドル）並びに見せしめと制裁のために同州民法典の定める c）懲罰的損害賠償として 9 万米ドルと、これら元本（以上、 $a + b + c =$ 約 27 万 5500 米ドル）に対する利息（以下、特に示さない限り利息は割愛する）を X らに支払うよう命ずる判決（以下、本件外国判決）をした（確定）。本件外国裁判所は同年 5 月、X らの申立てにより、本件外国判決に基づく強制執行として、 X_1 と Y の出資によって同州で設立された A 社（代表者は Y の設立者兼会長の従兄弟）に対して Y が有する債権等を X らに転付する旨の命令（以下、本件転付命令）を発付した。X らは 12 月、本件転付命令に基づき、d）約 13 万 5000 米ドル（以下、本件弁済金）の弁済（以下、

本件弁済）を受けた。そして X らが、本件外国判決に係る債権（以下、本件債権）の元本（ $a + b + c$ ）から本件弁済金（d）を差し引いた約 14 万 500 米ドルについて執行判決を求める訴えを提起した（X らは、本件弁済金が上記元本に充当されたとして、上記元本からの控除を認めている）。

以下、本件事件の各審級¹⁾のうち、本件弁済の効力を判示したもののみ検討する。第一審²⁾は、本件外国判決のうち懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分（以下、懲罰的損害賠償部分）は公序（民執法 24 条 5 項・民訴法 118 条 3 号）に反し（萬世工業事件判決³⁾）、これに本件弁済金を充当するとその支払を認めることになるとして、補償的損害賠償及び訴訟費用（ $a + b$ 。以下、これらの支払を命じた本件外国判決の部分を補償的損害賠償等部分という）から本件弁済金（d）を差し引いた約 5 万 500 米ドルについて請求を認容した。差戻控訴審⁴⁾は、公序に反する懲罰的損害賠償部分に係る債権の加州での存在までは否定されないので、本件弁済金は本件債権の全体に充当されたとみるほかないとして、本件債権の元本（ $a + b + c$ ）から本件弁済金（d）を差し引き（約 14 万 500 米ドル）、X らの請求を全部認容した。これに対する差戻上告審の判断が本件である。

判決の要旨

一部棄却、一部破棄。

1 「民訴法 118 条 3 号の要件を具備しない……懲罰的損害賠償部分……が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について弁済がされた場合、その弁済が上記外国裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、これが懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることはできない……。

なぜなら、上記の場合、懲罰的損害賠償部分は我が国において効力を有しないのであり、そうである以上、上記弁済の効力を判断するに当たり懲罰的損害賠償部分に係る債権が存在するとみることとはできず、上記弁済が懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されることはないというべきであって、上記弁済が上記外国裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、これと別異に解すべき理由はないからである。」

2 本件外国判決の懲罰的損害賠償部分は、見せしめと制裁のために加州民法の定める懲罰的損害賠償を命じたものであり、民訴法 118 条 3 号の要件を具備しないので（萬世工業事件判決参照）、本件弁済が本件懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されたものとはできない。よって、本件外国判決については、本件弁済により本件懲罰的損害賠償部分を除く部分に係る債権（ $a + b$ ）が本件弁済金（ d ）の限度で消滅したものと、その残額である約 5 万 500 米ドルの支払を命じた部分に限り執行判決をすべきである。

判例の解説

一 本件は、執行判決訴訟において、外国でされた強制執行による弁済の効力が問題になった珍しい事例である⁵⁾。最高裁としては、萬世工業事件判決での立場を本件でも貫徹した形であるが、判旨には、外国判決承認・執行に関する従来の理解と議論状況を踏まえていないとみられる部分があり、その結論及び理由付けに賛成できない。

二 前提として、本件でXらは、外国判決が支払を命じる債権額のうち一部弁済による残部について執行判決を求めている。このような（分割的）

一部執行の請求はこれまで認められてきており⁶⁾、本件判旨も特に問題にしていない。

三 1 懲罰的損害賠償部分を公序違反とする本件判旨は、萬世工業事件以来、実務で定着し多数説でもある非民事賠償説⁷⁾に従ったものである（なお、筆者は後述の通り部分承認説に立つが、議論を先に進めたいので、判旨の立場を前提にまずは検討を続ける）。この立場では、本件外国判決のうち懲罰的損害賠償部分を除いて補償的損害賠償等部分のみが承認され、これはいわゆる一部承認の状態である。この一部承認は、有力な異論もあるが⁸⁾、学説・判例で一般に認められている⁹⁾。その上で、外国判決の一部に関して執行判決訴訟が認容されるという、いわゆる（分割的）一部執行になる¹⁰⁾。

2 ここで確認したいのが、外国判決の承認の基本的な意味と、その裏返しとしての不承認の意味である。承認されると、外国判決の効力（既判力、執行力等）が日本国内でも認められる。そして不承認の意味は、このような効力が日本では認められないことに尽きる。つまり、判決効が認められないので、当該判決に係る実体問題は日本では裁判がない状態と同じになる¹¹⁾。よって、原告が自己の権利保護を求めて当該実体問題について日本で訴えを改めて提起すれば、準拠法次第で不承認の外国判決と同じ結論の判決が出ることがあれば、異なる判決が出ることもある。このように、外国判決の承認要件不備は、当該判決の既判力等の効力が日本で生じないことを意味するに止まり、当該判決で争われた債権の実体的な不存在を意味しない。これが、外国判決の承認・不承認の一般的理解から導かれる基本的意味である。

3 この点で本件判旨が、懲罰的損害賠償部分は日本で効力を有しないので、「上記弁済の効力を判断するに当たり懲罰的損害賠償部分に係る債権が存在するとみることとはできず」と述べるのは、本件外国判決のうち「懲罰的損害賠償部分の不承認＝それに係る債権の実体的不存在」を意味しているように見える。そうであるとすれば、外国判決の承認ないし不承認の基本的意味を正解しているとはいいがたい。

四 1 前述の基本理解からすると、本件外国判決の既判力と執行力は、日本では補償的損害賠償等部分にだけ認められ、執行判決はこれに係る約 18 万 5500 米ドルについてのみ認容されるべきことになる（繰り返しになるがこれは、X が主張する懲罰的損害賠償としての 9 万米ドルの請求権の実体的不存在を意味しない）。ところが、この約 18 万 5500 米ドルが認容される予定の執行判決訴訟内において、約 13 万 5000 米ドルの本件弁済の存在が明らかになっている¹²⁾。ここで注意すべきなのが、本件弁済はカ州での強制執行手続では、本件外国判決に係る債権の全体である約 27 万 5500 米ドルにされていることである。そこで、もしも本件弁済がカ州において、国家権力行使である強制執行によって懲罰的損害賠償部分に係る 9 万米ドルに対して優先的に充てられていたなら、その通りに日本でも処理せざるを得ないのではないか、との疑問が生じる。すなわち、外国の強制執行行為の承認問題である。

2 この承認問題については既に、(i) 承認対象性（①執行対象財産（債権を含む）の執行国内での所在と、②当該国内で執行が有効にされたこと）、(ii) 承認要件（民訴 118 条と同様のチェック）の 2 段階で判断するとの研究がある¹³⁾。ただ本件では、この判断基準を用いる前提として、承認されるべき強制執行行為の範囲を検討する必要がある。というのは、本件で争われているのは本件弁済金が支払われる充て先は何かであるが¹⁴⁾、カ州ではこの点について、強制執行の内実として何らかの処分がされているとは考えにくいからである。カ州裁判所としては、自らが支払を判決で命じた約 27 万 5500 米ドルに対して、約 13 万 5000 米ドルの転付命令を発布したとの強制執行行為があるだけで、内訳的に弁済先が懲罰的損害賠償に係る部分かどうかは強制執行の要素でないと考えられる。現に、本件弁済金が懲罰的損害賠償部分に係る 9 万米ドルに充てられるというのは、X がその部分と転付債権との関連性をもとに主張しているだけであって、カ州での強制執行処分としてされているとは窺われない。

そうすると、本件でカ州強制執行行為として承認が問われるのは本件弁済金の支払までであると考えられ、これは前述の (i) と (ii) に照らして日本で承認されるものであろう。

3 上記を前提にして支払先なる問題を考えると、これは本件外国判決の執行判決訴訟中における一部承認・執行に伴って、日本の民事執行法の適用上発生したものである。そうすると、次のように考えられないか。日本の法ないし手続の立場としては、本件において日本で承認される執行力に基づいて予定される執行判決（そして債務名義）に係る債権の額は約 18 万 5500 米ドルであり、それだけを前提にすべきであると。そうであれば、それに対して約 13 万 5000 米ドルの弁済がされたので、執行判決としては差し引き約 5 万 500 米ドルについてのみ認容されるべきことになる。結論だけを見ると本件判旨と同じであるが、私見は懲罰的損害賠償部分に係る債権の不存在を理由とするものでない¹⁵⁾。

五 懲罰的損害賠償部分と公序

前述の通り、筆者は部分承認説を支持する。労基法 114 条等の存在のほか、知的財産権侵害等を中心に様々な政策議論の場で懲罰的損害賠償導入の意見が有力に唱えられるようになっている¹⁶⁾。また米国では、デュー・プロセスの観点から実損害額との比較による懲罰賠償の適正化が進んでいること等¹⁷⁾に鑑みれば、これが日本の法秩序の基本原則・基本理念と相いれないとはいえないからである。なお欧州では、伊・仏の判例を中心に懲罰的損害賠償部分の承認・執行も認め得る方向へのシフトがある¹⁸⁾。中韓台では実質法上懲罰的損害賠償が導入されており¹⁹⁾、外国懲罰賠償判決の承認・執行に支障はないであろう。これらの比較法も考慮に入れるべきである。

部分承認説によれば、本件懲罰的損害賠償部分の全部（または一部）が承認される可能性は十分にあり²⁰⁾、その承認される部分も含めて執行判決がされるであろう債権額に対して、弁済の処理が四 3 で述べた通り行われることになる²¹⁾。

●——注

- 1) 本件は、既に良く知られる外国判決の送達に関する最判平 31・1・18 民集 73 卷 1 号 1 頁、判時 2409 号 31 頁、判タ 1459 号 36 頁、金判 1625 号 14 頁の「続き」になる。
- 2) 大阪地判平 28・11・30 民集 73 卷 1 号 17 頁、金判 1625 号 19 頁。
- 3) 最判平 9・7・11 民集 51 卷 6 号 2573 頁、判時 1624 号 90 頁、判タ 958 号 93 頁、金判 1039 号 28 頁。
- 4) 大阪高判令元・10・4 金判 1625 号 9 頁。

- 5) 評釈として、鷹野旭「判批」ひろば 74 巻 12 号(2021 年) 56 頁、鷹野旭「判批」ジュリ 1565 号(2021 年) 109 頁、渡辺惺之「判批」ジュリ 1566 号(2022 年) 174 頁等。
- 6) 酒井一「外国判決の一部承認・執行」判タ 941 号(1997 年) 51 頁、東京地判平 26・12・25 (LEX/DB25523434) 等。なお本件と異なるが、懲罰的損害賠償部分を除いた一部執行請求もある(最判平 26・4・24 民集 68 巻 4 号 329 頁、判時 2221 号 35 頁、判タ 1401 号 157 頁)。
- 7) 以下、説の名称は渡辺・前掲注 5) 176 頁に従う。
- 8) 酒井・前掲注 6) 50 頁、中西康「外国判決の承認執行における révison au fond の禁止について(四・完)」論叢 136 巻 1 号(1994 年) 25 頁。
- 9) 河野俊行「アメリカの懲罰的損害賠償判決と国際民事訴訟法上の若干の問題について」法政研究 58 巻 4 号(1992 年) 888 頁、笠井正俊＝越山和広『新・コンメンタール民事訴訟法[第 2 版]』(日本評論社、2013 年) 458 頁[岡田幸宏]、萬世工業事件判決等。
- 10) 前掲注 8) の文献も、分割の一部執行(部分的執行)は認められるとする。
- 11) 石黒一憲『現代国際私法 上』(東京大学出版会、1986 年) 487 頁、513 頁、芳賀雅顕「執行判決訴訟の訴訟物と既判力の客観的範囲」酒井一編『国際的権利保護制度の構築』(信山社、2021 年) 271 頁等。
- 12) 執行判決訴訟中で弁済等の請求異議事由を抗弁として出せるのが通説・裁判例であり(猪股孝史「執行判決・執行決定と請求異議事由」法学新報 119 巻 9＝10 号(2013 年) 113 頁、中野貞一郎＝下村正明『民事執行法[改訂版]』(青林書院、2021 年) 192 頁等)、判旨も同じと思われる。本件では請求の内容をみる限り、X らは執行判決訴訟提起の段階から、本件弁済金を差し引いた金額について強制執行を求めており、(先行) 白自(小林昭彦「外国判決の執行判決について」判タ 937 号(1997 年) 41 頁) があったとみられる。
- 13) 石黒・前掲注 11) 483 頁、509 頁、石黒一憲『国際民事訴訟法』(新世社、1996 年) 49 頁以下等。
- 14) 本件でこれが「充当」の問題として扱われていることに、筆者は違和感を覚える。というのは、本件の不法行為に係る損害賠償請求権は 1 個の債権であり、補償的損害賠償も懲罰的損害賠償も(確かに後者の金額は別個に表示されるが、これは上訴での審理の便宜等のためである)、損害賠償の項目に過ぎない(樋口範雄『アメリカ不法行為法[第 2 版]』(弘文堂、2014 年) 11 頁) からである。例えば、1000 万円の損害賠償請求債権に 300 万円の一部弁済がされた場合、単に差し引きして残部が 700 万円になるだけのことであり、「300 万円は治療費の部分に充当される」等とはされない。本件での充当問題は元本か利息かであり、最高裁は X らの意思をもとに元本への充当を理由付けている。
- 15) 判旨は実は、充当(弁済)の対象になれるのは補償的損害賠償等部分に係る債権のみということと、「弁済の効力を判断するに当たり懲罰的損害賠償部分に係る債権が存在するとみることとはでき」ないと表現してしまっただけかもしれない。しかし、たとえそうでも、「不承認＝実体的不存在」との誤解が一人歩きしかねない表現は厳に避けるべきであった。
- 16) 特許庁「特許権侵害に係る損害賠償制度について」(2020 年) https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/39-shiryu/03.pdf (2022 年 2 月 2 日閲覧) 等。なお、TPP 協定では著作権侵害の損害賠償が「将来の侵害の抑止」に十分なものであることが要請され、萬世工業事件判決との抵触回避が議論された(愛知靖之「TPP 協定に基づく法定損害賠償制度の著作権法への導入と法定損害賠償・追加的(懲罰的)損害賠償を命じた外国判決の承認執行」パテント 69 巻 14 号(2016 年) 154 頁等)。
- 17) 部分承認説への批判である公序違反部分額の算定困難に関しては、国内公序違反についてであるが、「賠償金の予定の規定が公序良俗に反するか否かはあくまでも実損害額と対比した上で、予定された賠償金の額が実損害を著しく上回ることが明らかである場合に限って、公序良俗に反するものと評価するのが相当である」(横浜地川崎支判平 24・4・26 (LEX/DB25483297)) 等の裁判実務の積み重ねが参考になるだろう。
- 18) 欧州では精力的な研究が行われている。Bariatti Stefania, Fumagalli Luigi, Zeno Crespi Reghizzi, *Punitive Damages and Private International Law: State of the Art and Future Developments* (2019) 所収の各論文、Barbara Pozzo, *The Enforcement of Foreign Decisions Concerning Punitive Damages*, *European Review of Private Law*, Vol. 26, No. 5, p. 661 (2018) で始まる伊仏白蘭独の観点からの 5 論文、Cedric Vanleenhove, *Punitive Damages in Private International Law: Lessons for the European Union* (2016) 等。
- 19) 崔光日「東アジアにおける懲罰的損害賠償の受容と最近の動向」岡孝先生古稀記念論文集『比較民法学の将来像』(勁草書房、2020 年) 731 頁。
- 20) 渡辺・前掲注 5) 175～176 頁参照。
- 21) なお、この問題に絡む不当利得返還については既に、石黒・前掲注 11) 486 頁以下、506 頁以下や芳賀雅顕「外国判決不承認による不当利得——国際司法摩擦との相克」春日偉知郎先生古稀祝賀『現代民事手続法の課題』(信山社、2019 年) 339 頁等がある。これらで論じられる不当利得返還は日本で認められ得るが、この日本判決は加州では当然、執行されず、日本国内(またはこの判決を執行してくれる第三国)に X らの財産がなければ実益はない(もしも日本で X らの財産に対して執行があつて、これに対抗して加州でさらに不当利得返還を認める判決が出ても、それは日本で公序違反として承認・執行されないであろう)。結局のところいえるのは、外国に財産を有する限りでそこの国内執行は甘受しなければならない(逆にいえば、そこに財産がなければそこの他国判決の執行はない)ことであり、これは国際ビジネスの常識である。